

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年9月24日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後4時00分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	神谷 孝雄委員、都築 英治委員、大島 清隆推進委員、荒木 久寿推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	11 杉浦 和彦 委員 12 横山 淳子 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は １１番 杉浦 和彦委員 １２番 横山 淳子委員

また、欠席者は ４番 神谷 孝雄委員 ７番 都築 英治委員

５番 大島 清隆推進委員 １９番 荒木 久寿推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第３８号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第１第３８号議案農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号８３番から８６番の４件です。申請内容は、農地の所有権移転が４件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが３件、農業経営基盤の拡大を図るためが１件です。

譲渡人の理由は、農地を管理することが困難なためが３件、相手方の要望によるためが１件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第３９号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第４０号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第３９号議案、農地法第４条の規定による申請についてご

説明申し上げます。

今回の申請は受付番号10番の1件で、転用用途は通路敷地です。面積は、61㎡です。

続きまして、日程第3第40号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号82から96番までの15件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が9件、店舗が1件、医療施設が1件、駐車場が2件、通路敷地が1件、粘土採掘場が1件です。

このうち、受付番号82番につきまして、別冊の資料でご説明します。「日程第3第40号議案」と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。本案件は、受人である株式会社●●が渡人の所有する田を転用し、文具販売店及び駐車場を整備するものです。株式会社●●は、●●に本社を置き、主に事務用品や文具の販売業を行っている法人で、安城市では●●町にて「●●」という店舗名で経営を行っていますが、建物の老朽化及び事業の拡大に伴い、新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて3ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。

次に、4ページが土地利用計画となっております。排水計画について、污水排水は西側の下水道に接続し、雨水排水は敷地内に新たに側溝を設置し、西側の既設道路側溝へ放流します。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地については、令和5年11月に農振除外の通知を受けています。立地基準ですが、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当するため、第3種農地に区分され、許可基準は許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む5条申請15件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

株式会社●●の案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号96番の粘土採掘場としての一時転用で、5ページ以降に位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、9月13日に神谷孝雄委員と横山淳子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可

の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第41号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号14番から17番の4件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第9号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号22から26の5件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が3件、駐車場の設置が2件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号54から64の11件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が3件、駐車場の設置が3件、住宅の建築が2件、店舗併用住宅の建築が1件、共同住宅の建築が1件、敷地の拡張が1件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号175から176の2件です。解約事由別にみますと、売却するため1件、転用するため1件です。

続きまして、農地法第3条の取消願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。取消事由としましては、譲受人の体調不良のため

です。

続きまして、農地法第5条の取消願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1から2の2件です。取消事由としましては、借受人の都合により、計画が中止になったためです。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号5の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場の追加、変更及び期間短縮です。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号5、6の2件です。改良の種別としましては、田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る27号計画の策定について

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも記載のある、先月20日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中の一部です。

本申出地につきましては、令和5年度に完了した県営かんがい排水事業中井筋地区の受益地となっていますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

ただし、法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっております。

しかしながら、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与したり、農村集落の維持拡大に寄与すると認められる場合、農用地区域から除外することができるようになっております。

今回の案件は、集落の維持拡大をもたらす効果があり、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。

説明は以上でございますので、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○杉浦 和彦委員

内容がよく分かりません。

○林 会長

この案件が県営かんがい排水事業の受益地に入っている。事業が終わってから8年間は除外できないが、農業振興のためと認めるところは除外ができる。そのためには振興計画書を出さないと次に進めない。

○池田主事

農村の発展に寄与するかどうかで、今回の施設は集落の発展に寄与すると考えていますので今回出させていただきました。

○杉浦 和彦委員

農村がこれができるようになって良くなったとなり得るのか分からない。

○林 会長

実際にこの●●は●●で、農家には関係ないかもしれないが、地域としては、地域の活性ができると考えているかもしれない。すべてが農家のためになるかは分からないが、地域の人が認めてここなら良いとしたら仕方がない。

○犬塚 伊佐夫委員

今後、同じ案件が出てきたら許可をすることになるのか。前例を作ることになる。

○黒田 清吾推進委員

●●町の件に関しては、地域で話し合いをしました。申請地は元々畑ですが、作物も作られていない●●に面しているところです。土地の広さについては●●が賃借をして賃借料の関係で折り合いがついたのではないかと思います。

○杉浦 係長

改めて安城市の農業の振興に関する計画調書について説明させていただきます。こちらは農振除外するにあたり土地改良事業が行われて8年経過していない段階ですと農振除外するべきではないとなります。表右から2列目の土地改

良事業の過去の場所の記録がありまして、県営かんがい排水事業明治用水中井筋地区として403haあります。平成12年位から始まって令和5年に終わった事業です。この受益区域につきましては令和5年から8年経過するまでは農振除外をしてはいけない厳しいルールになっています。ですが、こちらの県営かんがい排水事業につきましては、中井筋の水路の老朽化に伴い拡幅や耐震化の補強工事をしております。申請地は直接的に圃場整備をしたわけではなく、受益の区域に入っているものです。本管を整備することによって関係するエリアになります。広いエリアを全て農振除外できないとすると、集落に住んでいる方の農村集落の維持拡大に必要なものができなくなってしまうと思います。それを審査する上で考慮し、線的整備なので今回申請された●●の必要性を判断したところ、市の計画として農振除外を認めることになりました。

○石川 和明推進委員

多面の事業をやっていく中で、所有者に向こう8年間は転用できませんよと判子をもらっている中で、地元が承諾すれば通ると言うことですか。8年間の約束の書類を交わす意味がなくなる。

○仲道 事務局長

過去から原則8年は変わりません。今回のケースにつきましては、ご意見もいただきましたが、総合的に考慮した上で認めていこうと考えた上での27号計画の記載であります。これから先8年は守っていただかないとだめですし、国からも指導が入っていますので、そこは守るべきだと思っております。

○林 会長

田んぼを整備した訳ではない。パイプラインを整備したとか、排水を整備したのが隣かどうか分からない。離れていてもそこに流れるがために受益地になる。地域の人が地域のためになるようなものなら良い。ただ、田んぼの中の田んぼは守っていくべき。今回の申請は、草が生い茂っているような畑なので地域としてもきれいにしてくださいと意見していると思う。

○石川 和明推進委員

変な前例になってしまうのが怖いと感じます。

○林 会長

今まででも事例はあって、田んぼの真ん中ではなくて、耕作が大変な所を開発してもらった方が良いことは実際にある。排水路の整備も加味して考えていか

ないと、地域によっては8年間何もできないと困ることもある。

○杉浦 和彦委員

昔から草が生い茂って地域で困っているところと書いてあるなら分かりますが、農村集落の維持・拡大や若者等を地域に定住させるための居住環境整備等の支援するものであると書いてあるのが解せない。

○林 会長

地域の人に聞かないと分からない。地域の人は話し合いの場があったと思う。地域に任せてもらいたい。

○仲道 事務局長

会長からのご説明がありましたが、もう一度この資料について私からも説明させていただきます。右から2番目に土地改良事業等（実施状況）と書いてあります。上段を見ていただいて県営ほ場整備事業安城西部Ⅱ期地区（379.5ha）こちらは昭和44年から49年にかけて行われて、昭和49年3月31日に完了しております。このような面的整備を行ったところは8年間開発は遠慮してください。開発の話があったとしても、地元や我々の方で判断させていただきます。なぜ今回この計画が出されたのかと申しますと、下段の県営かんがい排水事業明治用水中井筋地区403haが令和5年完了ということで事務局でも説明させてもらいましたが、安城の上倉用悪水から安城・刈谷・高浜を經由して衣浦に流れる事業です。先般完了しましたが、農業排水のみならず生活排水も管理している事業です。これが終わりました。終わったとしても、この地区においては一部水路の老朽化の整備をしたままで、大きな面的な整備ではなく一部の排水路の線的整備ということで、8年の計画に対して考慮すべきことがあることが1点です。2点目は地元の説明にもありましたが、元々地主の方が農業をされていなかった。草が茂っていたところでした。更には幹線道路に面している地域でありました。こちらに●●を整備することによって、地元集落としては魅力が増し、集落に住んでいる農業者の方々にも恩恵があると総合的に判断されるということで計画調書に記載させていただきました。水路で8年という話も地元で考えなければならないことですが、今回のケースは条件を総合的に判断したうえで認めていこうということで議題として出しております。最初からかみ砕いてわかりやすく説明できなかったことは事務局として今後課題として生かしていきたいと思いますが、経緯としましてはそのような形となりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

○杉浦 泰明推進委員

仮にこの案件が●●町でしたら、田んぼにして作りたいと意見が出るかもしれません。これは●●だけのことであって、もし●●町で案件があつたら●●町に一任されるのであれば納得できる。●●町の農地、農業を守るためにここにきていますので、まずは田んぼ、畑の耕作が第一にくるべきだと思います。●●で誰が営農をやっているか分かりませんが営農さんは良いですよということなんでしょうか。

○仲道 事務局長

地域で話し合いが行われているのでそのように判断しています。

○杉浦 泰明推進委員

●●町の場合は●●町におろしてくれるということですか。

○林 会長

地元で通らないと議題に上がらない。

○杉浦 泰明推進委員

ありがとうございます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

それでは右肩に協議依頼事項とある、農用地利用計画変更についてという資料をご覧ください。これは令和6年8月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が14件、面積は29,988.83㎡でした。

除外の目的別に見ますと、分家住宅等が4件、工場等が1件、駐車場資材置き場が5件、店舗等が1件、公共用地として道水路整備によるものが1件、その他物流施設や鉄塔用地を併せて、合計14件の申し出となっています。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1000㎡以上の案件は当日配布資料の協議依頼事項、別冊の農地利用計画変更申出についての関連資料に記載しておりますが、特に大型の8番の案件について事業概要及び申出経緯を説明いたします。

8番の申出者である●●株式会社は●●に本社を構える物流業者です。同社の自動車部品の輸送事業において主要取引先である株式会社●●より●●工場と●●工場の自動車関連部品について、保管、配送の依頼を受けたことで、申出者は安城市内に営業所を設けつつ、既存の●●市と●●市にある自社倉庫にて対応をしておりました。しかし、既存の倉庫が飽和状態になり、増築等の余地もない状態だったため、株式会社●●の●●工場に近く、交通の便が良い●●沿線にて、新たな倉庫を建設するため本申出に至りました。

現場の施工については、雨水は敷地内側溝で集水後、敷地内の貯留槽から流量を調整して放流します。汚水は敷地北側にある公共下水道に放流します。また、敷地境界は擁壁にてかさ上げし、フェンス及び遮光フェンスを設置することで、周辺営農への影響を未然に防ぐ計画となっております。

なお、現地調査につきましては、9月13日に、横山淳子委員と神谷孝雄委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

まずは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変厳しい暑さの中、現地調査を行っていただきまして、ありがとうございました。

では、本日別にお配りしてございます資料のうち、右肩に資料1とある「不耕作地・違反転用農地の指導について」という見出しの付いた資料の1ページをご覧ください。始めに、(1)指導対象農地の決定について、ご説明いたします。

推進委員の皆様がタブレット端末に入力された現地確認の結果を基に、事務局職員としましても改めて担当する地区の現地確認をさせていただきました。

その結果、所有者に指導をすべき農地としたものを5ページ以降のリストに記載してあります。このうち、行に色塗りをしたのは昨年9月の本会での結果報告においてリストに挙がっていなかったもの、つまり、今年度新たに発生したものでございます。

一方、色塗りのないものは昨年度から継続して指導対象としている農地でございますが、こちらには、昨年度の指導でいったん解消されたものの、今回再び

指導対象となったものも含まれております。

不耕作の指導対象農地は、5 ページから 10 ページに記載してございますが、ここでは 10 ページをご覧ください。こちらに不耕作地の数字をまとめました。まず、不耕作地としての指導対象農地は 157 筆で 101,785.7 平方メートル、そのうち新たに発生したものは 71 筆の 30,712.7 平方メートルでございます。

また、違反転用の指導対象農地は、11 ページから 15 ページに記載してございますが、ここでは 15 ページをご覧ください。こちらに違反転用の数字をまとめました。違反転用農地は 119 筆、86,038 平方メートルで、そのうち新たに確認されたものは 30 筆、15,030 平方メートルでございます。

これらの結果を受けての今後のスケジュールですが、本日指導対象農地が決定されますと、不耕作地の所有者には、2 ページをご覧ください。こちらにございますように、10 月上旬に、農業委員会会長名で文書を送付いたします。こちらの文書には地区担当の推進委員の氏名、連絡先を記載するとともに、問い合わせ先を農業委員会事務局といたします。また、この文書と併せて 3 ページの「利用意向確認書」を送付し、事務局あてに提出してもらうこととしまして、所有者が貸付けを希望しているのか、あるいは自ら耕作する意思があるのかといったことをいち早く確認できるようにしております。

また、違反転用農地の所有者には、同じく農業委員会会長名にて 4 ページの文書を送付してまいります。こちらの文書につきましては、問い合わせ先を農業委員会事務局とさせていただきます。違反転用農地の解消についても、指導の効果をより高めるために、下線部のように各種の許認可を受ける際に支障が生じる可能性があることを告知するようにしております。

続いて 1 ページにお戻りください。(2) のスケジュールの 4 段目のところですが、改善の期限につきましては、10 月 31 日としております。

そして、11 月上旬には、推進委員及び農業委員の皆様には再び現地確認をしていただきますが、その際に改善が見られなければ、電話あるいは直接所有者に会っていただく方法により、解消に向けた指導をお願いすることになります。したがって、10 月の間の 1 か月はひとまず、指導対象者の是正行為を待つ期間、様子見の期間となりますので、11 月以降に再び行っていただく現地調査や指導の方法等につきましては、来月、10 月の農業委員会において、必要書類をお配りしながら詳しく説明をさせていただきたいと思います。

ただし、不耕作地の指導文書には地区担当の推進委員の氏名が記載してありますので、10 月のあいだにも、指導文書を受け取った方から皆様に何らかの相談があることも当然に考えられます。したがって、まず、担当地区に指導対象の農地がある委員の方におかれましては、本日はこの資料 1 を、個人情報を含

まれてはおりますが、必ずお持ち帰りください。そして、そうした相談があった場合への対応方法については、農地パトロールマニュアルを要約した内容を資料１の１６ページに記載してございますので、参考にさせていただくとともに、特に除外や転用の可否の相談のように判断が難しいことにつきましては、遠慮なく事務局へご相談ください。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○稲垣 英男推進委員

更なる指導と書いてありますが、今現状で、２～３年草が茂っているところは固定資産税は雑種地になるのかどうか、更なる指導とは固定資産税を上げることか。

○池田 主事

固定資産税がどうかと、更なる指導とは固定資産税含めてということになるかと思いますが、不耕作地の状態では雑種地になっていないと思われます。従って固定資産税が上がることもないと思います。更なる指導とは１０月３１日の是正期限を待って改めて直接指導や文書指導の形の更なる指導を想定しています。

○稲垣 英男推進委員

更なる指導とは私たちが行って何とかしてくださいと頼むということですか。

○池田 主事

そうですね。指導はそれを想定しています。

○石川 和明推進委員

今の質問にも繋がりますが、高齢になってきて耕作ができなくなっている人がいる。次の世代はそんなの知らないとなってきている。お見合い制度もあまり進展していない。困っている町内にいる地主は何とか連絡が取れるが、町外や市外の人たちは関心がない状況。強い指導をしていかないと、木も５年～１０年過ぎると腕ぐらいの太さになる。皆さんの地域でもあると思います。固定資産税を変えるのも１つですし、レベルを変えていかないと毎年同じところに行くだけでは解消しない。

○林 会長

県外の地主も相続の関係で農地をもらったまま全然感知していない人がある。田んぼは営農がそれなりにやるので荒地は少ないが、畑については色々な地域で荒地が出てきています。農業委員会で考えていかないといけない。管理するにもお金がかかる。

○菱田 政量委員

去年も行ったが何回指導しても言うことを聞かない。行政書士とか司法書士に依頼しているのでその内やるだろうと、けんもほろろに言われてしまう。頼みであるのになぜ申請が出ないのかと言われる。同じことを言われ毎年通えない。どこに頼んだのか確認しないと。僕らの手に負えない。市は統計を取っているだけで全くやらないのかどうなんですか。

○杉浦 係長

菱田委員が言われるのは違反転用農地の改善のことだと思います。違反農地を改善するのは大変で、簡単には直せない実情もあります。農業委員会が言ったから直せるものではない。前任期でもお話しさせていただきましたが、違反転用農地は、粘り強く伝えることが大事。私たちとしても、次の手段が明確に出て、強制的にやれるとかであれば強くいけるが、強く出れないというのが正直あります。何もしない訳にはいけないので、今回も指導文書を出させていただきます。来月の農業委員会でもお話ししますが、違反転用農地に関しては現実的にはなかなか改善されない。指導をお願いしますと委員さんをお願いするのも負担になると思いますので、問合せ先を事務局として、文書は継続して出させていただきます。相手方の意思もありますし、危険性もあると思いますが、双方で話し合いをしながら解決したいと思います。現実的に委員さんにこうしてくださいとは言わないつもりです。指導文書は出させていただきます。

○菱田 政量委員

そうなると違反転用はそのまま通ってしまうことになる。違反転用の指導ができないのにここで何をやるのか。市の方で是正してくださいと言ってやる人は良いけど、やらない人はそのままになる。農地を埋めて家を作る方が、税金も払わずに済む。言うこと聞けば転用にお金がかかり固定資産税がかかる。そこが指導できないのがおかしい。

○林 会長

税金面では雑種地扱いでとられていると思います。違反転用の場合は、宅地に

することができないし、他の利用にすることもできないのが現状だと思います。なので、市役所にも来ないし、頼んでも対応できないのが現状ではないのかなと思います。

○菱田 政量委員

そうすると毎年同じことをやるということですか。

○杉浦 係長

菱田委員が言われるように指導としては継続してやっていきたいと考えています。税金のことですが、不耕作地は農地課税だと思います。農地を明らかに違う目的で使っている場合は税は変えてしまうので、雑種地として課税していると思います。違反転用は税金上で得をしていることはないです。逆に税金を払っているから良いと割り切られてしまう部分があるので伝えていきたいと思います。違反転用については、新しい許可を取る際には是正を指導しますが、現実的にできる方法はそれが一番かと思いますし、親が違反転用をしていて相続の際に知って直しますというのも稀にあります。総論的に違反転用をどうするのかについては近隣の市町村でも同じように抱えている問題ですので県がどういう姿勢でいてくれるかもありますが協議していきたいと思います。

○稲垣 英男推進委員

農地として雑種地になっているのは何年経っても農地課税でいくという話ですよね。

○林 会長

ずっと草が生い茂っている場合は、知らないうちに雑種地課税になっていることもあるようです。

○杉浦 和彦委員

誰が課税を変えるのですか。

○仲道 事務局長

課税につきましては課税の担当部署が現地を確認したうえで、適した課税の科目で納税通知を送らせていただきます。その時に送られた明細をご覧になられて土地の所有者がこれは違うとなれば、異議申し立て、協議に入るスケジュールが組まれています。指導において課税が上がるぞと言いたいと思いますが、それは分けて考えていただくようご理解をお願いします。

○神谷 彦成推進委員

自分の担当している地域で違反転用はないですが、不耕作地は昨年と全く変わっていない。前任者も同じ状態だった。推進委員が言っても改善されない気がするが、何か方法はないですか。

○池田 主事

最終的には地権者さんの意向に左右されるものだと思います。もし話ができるのであれば、今後どうしていきたいか聞き取りの中で、畑樹園地お見合いシステムに登録していただくとか促せると思います。

○仲道 事務局長

農地に限らず空き家でも問題が起きています。これから人口が減少する中で、様々な課題が出てくると思います。地域の中の話し合いで総合的に考慮しなければならないと思っています。杉浦係長から説明させていただいたように同じ方に何回も同じ事を言って疲れてしまうお気持ちは重々承知しておりますが、そのような状態である事を我々から先方へ書類で伝え続けることも重要な仕事です。しっかり認識していただいて、逆に他の土地を活用しようとした場合にその部分も併せて是正措置をしていただく手段も必要になります。ご理解をいただいて、ご協力をいただくようお願いします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料2をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●の1筆で、面積は619平方メートル、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は4ページに示しております。この件につきまして、農業従事のための買取希望者がいらっしゃいましたら、

10月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いします。
説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 令和7年産米の生産数量目標面積の配分について

では定例会資料の3ページの資料3をご覧ください。令和6年8月28日に、愛知県農業再生協議会から、令和7年度の本市の米の生産数量目標が示されましたので、ご報告いたします。

まず、上の枠内に記載のとおり、令和7年度の米の生産数量目標は、10,121tであり、面積換算しますと1,951haとなります。

そして、下の枠内には、配分基準値の算出として、水田全体のなかで水稻作付ができる割合を示しております。算出の結果、令和7年度の配分基準値としましては、一番下にありますように65.1%となります。

次に4ページをご覧ください。左から2番目の(A)列は、各集落の基本面積を示しておりますので、これにただいま申し上げた65.1%を掛けた数字が、(B)列の、米の作付目標面積になります。また、その右隣の列は、転作面積を示しております。

以上、私からはごく簡単にご説明いたしました。この件については市の農務課振興係が担当となりますので、本日ご質問等をいただいた場合は、同係に確認した上で後日回答をさせていただきます。

2 配付物

9月10日に愛知県農業会議主催で開催された、農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会をご欠席された委員の方に、研修会の資料を配付させていただきましたので、お時間のあるときにお読みいただきたいと思います。また、のうねん9月号をお手元に配付しました。

3 次回予定

10月22日火曜日の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を、その後に研修会を開催する予定でございます。

なお、来月の研修会は、テーマは未定ですが事務局からあげさせていただきたいと考えています。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後４時００分、議長は閉会を宣する。